

○大場委員 私、都議会議員として三期目となりますが、財政委員会は初めての所属となります。この財政委員会の中でも、財務局は、財政、契約、さらには所有地を初めとする財産管理など、各事業局がさまざまな都民サービスを提供する上で、その根幹となる制度や分野を所管されております。そのため、このたび委員として名を連ねましたことに大変やりがいを感じておるところであります。

我々都議会と執行機関とは車の両輪の関係でございまして、千三百万都民のための都政を実現するという共通の目的のもと、今後の委員会質疑を通じまして、武市局長を初めとする理事者の皆さんと、しっかりと議論を重ねていきたいと考えております。

本日はまず、都財政全般につきまして、基本的な事項も含めてご質問させていただきたいと思っております。

私、この事務事業質疑に当たりまして、九月に局が発行した年次財務報告書を読み直させていただきました。この報告書に目を通していく中で最も興味を引かれたのは、最後のページにございました都財政年表でした。

美濃部都政下では大変な財政悪化、次の鈴木都政下では歳出総額がピークに達しまして、そして、都政史上最大の一千億円を超える赤字決算を記録したのが青島都政でございました。その後、石原慎太郎知事のもとでの財政再建の取り組みが都財政を健全な状態に戻し、今日の都財政の礎を築いたことなどが一目瞭然となっております、まさに都財政の歴史をひもとくものとなっております。

と同時に、目を引きましたのは税収の変動で、平成二十年度に約五・三兆円であった都税収入は、リーマンショックの影響により、平成二十一年度には約四・三兆円にまで落ち込んでおりました。今から約十年前のことですが、わずか一年間で一兆円もの税収減が発生したという事実、これが、将来もまた同様に起こり得ることを我々は肝に銘じて都政に携わらなければなりません。

その一方で、社会保障関係費の増大、首都直下地震など大規模災害への対応、さらには外環道の整備を初めとしたインフラ投資など、大都市ならではの財政需要を数多く抱えていることも、都財政の特徴の一つといえるでしょう。

さきに述べましたとおり、いつ何どき、税収の大幅な減が生じるともわからない不安定な税収構造にありながらも、こうした膨大な財政需要への対応を着実に進めていくこと、この難しいかじ取りこそが都の財政運営の要諦ではないかと考えます。そういたしますと、都財政におきまして基金が他の地方公共団体以上に重要な意味を持っているとの認識に我々は立つべきと考えます。

局の方にお伺いしたところによると、現在、都には三十を超える基金が設置されているとのこと。

そこでまず、都財政における基金の位置づけと役割につきまして、他の地方公共団体との違いにも触れていただきながら、ご見解をお伺いいたします。

○山田主計部長 都の基金には、財源として活用可能な基金と位置づけております財政調整基金と、福祉先進都市実現基金や防災街づくり基金、無電柱化推進基金などの三つのシティー実現に向けた基金などがございます。

財政調整基金は、不安定な都税収入を補い、税源が著しく不足する場合などに取り崩すことによりまして、年度間の財源調整を図ることを目的とするものでございます。

また、三つのシティー実現に向けた基金は、ダイバーシティー、スマートシティー、セーフシティーの三つのシティー実現に向け、施策を安定的かつ戦略的に展開していくための財源を確保することを目的としております。

都は、都道府県で唯一の地方交付税の不交付団体であることから、他の地方自治体以上に自立的な財政運営を行っていくことが必要でございます。こうした観点から、都財政における基金は、景気変動に伴う大幅な税収減への備えや、東京が抱える課題の解決と将来の発展に向けた施策を着実に展開していくための財源として、極めて重要な役割を果たしております。

○大場委員 ただいまのご答弁で、景気変動の影響の有無にかかわらず、いついかなるときも安定的に都民サービスを提供していくための、都財政における基金の役割や重要性について確認ができました。

それでは、現在、東京都の基金の残高はどのくらいあるのでしょうか。冒頭に申し上げました局発行の都財政年表によりますと、年度間の財源の調整機能を担うまさに都財政の虎の子ともいえるべき財政調整基金の残高は、青島都政下ではわずか十億円にまで底をつきかけておりましたが、直近の平成二十九年度では、七千六百六十五億円にまで至っているとのことでございます。しかしながら、その他の基金の状況については明記されておりませんでした。

そこで、平成二十九年度決算における基金残高合計とその主な内訳につきましてご説明いただきたいと思っております。

○山田主計部長 平成二十九年度末時点の普通会計ベースにおきます基金残高の合計は、四兆二千七百一十一億円となっております。

このうち、財政調整基金の残高は、委員お話しのとおり七千六百六十五億円となっております。

また、東京を高い防災力を備えたまちとして整備するための防災街づくり基金や、子育て家庭への支援や超高齢化社会へ対応するための福祉先進都市実現基金など、三つのシティー実現に向けた基金につきましては、合計一兆八千百十七億円の残高を確保しております。

このほか、都債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保するために設置しております減債基金の残高は一兆五千百五十四億円となっているところでございます。

○大場委員 直近の基金残高合計と主な内訳について確認することができました。

では、現在の基金残高の水準は、都財政においては適正な水準にあるといえるのでしょうか。現在の基金残高の水準について、財政当局としてはどのような評価をされていらっしゃるでしょうか。ただ、今のご答弁の最後にありました減債基金は少し性格が異なるようでしたので、減債基金を除いてのご見解をお伺いいたします。

○山田主計部長 景気変動の影響を受けやすい税収構造を有し、また地方交付税の不交付団体である都が、安定的かつ継続的に行政サービスを行っていくためには、基金をいかに適切に活用していくかが重要でございます。

こうした考えに基づきまして、これまでの間、事業評価の取り組みを通じた不断の施策の見直しにより生み出された財源や税収増を活用して、計画的に積み立てを行うとともに、予算の執行段階においては、徹底した経費削減や不用額の精査などによりまして基金の取り崩しを極力縮減するように努めてきました。

この結果、平成二十九年末段階では、財政調整基金と三つのシティー実現に向けた基金などを合わせまして二兆七千五百五十六億円の残高を確保しておりまして、一定の備えはできているものと認識をしております。

しかしながら、三つのシティー実現に向けた基金は、今後本格化する東京二〇二〇大会の開催準備に必要な財源として積極的に活用していくために、大会終了後となる平成三十二年度末には残高が大幅に減少する見込みでございます。

また、先ほど委員からもご指摘がありましたとおり、都財政におきましては、一年で一兆円もの税収減に見舞われた過去があることから、今後も基金の計画的な積み立てに努めまして、強固で弾力的な財政基盤の強化に取り組んでいく必要があると認識をしております。

○大場委員 ただいまの山田部長のご答弁で、基金の全体像や残高の水準に関する都の考え方についてよく理解できました。都が備えている基金の一つ一つがとても重要な役割を担っていくことは想像にかたくなく、また、基金の数が多いということは、それだけ都政をめぐる課題が多様化、複雑化していることの証左でもありましょう。

続きまして、先ほど別の扱いとさせていただきました減債基金についてお尋ねさせていただきます。

平成二十九年決算においては、四兆円を超える基金残高のうち、実に三分の一を占める約一・五兆円を減債基金が占めているとのこととございまして、単独の基金残高としては群を抜いていました。そこで、減債基金の具体的な積立根拠や、その積立状況についてお伺いします。

○山田主計部長 東京都では、十年を年限としました満期一括償還方式の債券によります資金調達を基軸としており、償還時に必要となる財源を確実に確保するために、総務省の定めるルールにのっとりまして、毎年、減債基金に一定額を積み立て、償還時に取り崩すこととしております。

積立状況についてでございますけれども、バブル経済崩壊後の景気低迷に伴う税収の落ち込みなどによりまして、平成九年度から平成十五年度までは、所要額の積み立てを一部見送る対応をとってございました。しかし、その後、二次にわたります財政再建推進プランの取り組みによりまして、平成十六年度からは適切に所要額を積み立て、十九年度末までに累積での積立不足を解消し、現在はルールどおりに積み立てを行っております。

減債基金への適切な積み立ては、財政の健全性確保のみならず安定的な償還が担保されることから、都債の信用力向上にもつながり、低利安定な資金調達に大きく寄与するために、今後も引き続き、適切に対応していきたいと思っております。

○大場委員 減債基金の具体的な状況についても確認ができました。この減債基金は、いかなれば都債返済用基金ということでありまして、発行した債券償還のための積立不足が問題化している自治体もあると聞いています。こうした中、都は適切に積み立てを行っており、減債基金を通じて都債償還時への備えもしっかりと講じているとのことだと理解をいたしました。

さて、私は、現在の都財政については、東京都としての不安要素は極めて少ない状況にあると受けとめております。しかしながら、外からの大きなリスクは存在すると考えてございます。折しも、国においては平成三十一年度税制改正に向けて、都の財源を地方に配分する動きが佳境を迎えているとの報道が紙面をにぎわしています。

そこで、ここからは、地方法人課税の偏在是正措置について幾つかご質問させていただきたいと思っております。

この問題は、いうまでもなく、都政の将来にわたる禍根となりかねない重大な問題であり、私たち都議会自民党も、安倍総理、二階幹事長を初めとする関係者に強い要望活動を展開してまいりました。

財務局は、東京と日本の成長を考える検討会を立ち上げ、民間の有識者を中心に、都への投資効果という点からこの問題を取り上げていらっしゃいます。

先日、この検討会の最終報告書が取りまとめられたところでありますが、その概要につきまして、確認のためにお伺いいたします。

○山田主計部長 検討会の報告書では、東京に多様な資源が集積している状況の分析をもとに、東京への投資が日本経済全体にとっても効果的であることを明らかにするとともに、首都東京への積極的な投資により、世界の需要を取り込み日本経済全体のパイを拡大して

いくことの重要性が指摘されたところでございます。

具体的には、羽田空港の機能強化、鉄道ネットワーク等の強化、ユニバーサルデザインの促進、外国人受け入れ環境の向上など、東京の国際競争力向上に向けて今後必要となる取り組みの例を挙げ、こうした取り組みにより、都のみならず都外にも約十一・三兆円の経済波及効果が期待されると示されております。

また、日本の成長へとつなげていくためには、東京と地方の対立ではなく、東京と地方が互いに高め合い、ともに成長していく共存共栄を目指すことが求められるとしております。

こうした点も踏まえ、東京を初め大都市の財源を安易に取り上げ、多数の自治体に薄く広く配分することはあってはならないと明記し、人口減少社会における日本の持続的発展を実現できる地方税財政制度の確立に向け、抜本的な改革を進めていくことが必要であるとしていたところでございます。

○大場委員 有識者の自由な立場での意見具申は、都民、国民の方々がこの問題に関心を持っていただくためにはとても効果があるものと考えます。都への投資効果や集積のメリットを日本全体の成長という視点で分析した、いわば正論だと思います。

しかしながら、現在の小池知事を含めた都の言論は、国を糾弾し、けんかを売るという生産性のないものに陥ってしまっているのではないのでしょうか。

国と都は、本来敵対視するものではなく、ともに地域の将来、そして日本全体の将来を考え、国としての発展を支え合う関係であるはずです。

そこで、現在都が行っているポスターなどによる情報発信が、どのような目的で行われ、どのような成果を上げているのかお伺いします。

○山田主計部長 都税収入は、都が都民に対して行政サービスを提供するための財源でありまして、この貴重な財源がいわゆる偏在是正措置によって国に移転させられている現状につきまして、都民の皆様にも正しく知っていただくことが重要であると考えております。

こうした観点から、現在、都では、不合理な税制度の見直しが都民生活に影響を及ぼしかねない状況について、わかりやすいポスター及びチラシを作成し、都庁舎及び都税事務所、都内の区市町村庁舎等で掲示、配布するほか、「広報東京都」や都庁ホームページ、ツイッター等の媒体も活用しまして、積極的に広報を展開しており、直接のお問い合わせも相当数いただいているところでございます。

税制の議論は、ともすると内容が複雑で専門的になりがちでございます。敬遠されやすい面もあります。そこで、まずは都民の皆様に関心を持っていただき、その内容をわかりやすく伝えることが重要であると考えたところでございます。

このような取り組みを通じまして、この問題に関する都民の理解と共感が広がっていくことを期待して行ったものでございます。



○大場委員 これからの情報発信は、幅広く都民の理解を得るためのものということだと考えますが、果たしてこの問題に対する都民の理解は深まったのでしょうか。

一連の都の情報発信から、この問題は結局、都と国の税源の奪い合いだというふうに理解されつつあるのではないのでしょうか。一面では、それは正しいのでしょうか。しかしながら、このことが都民サービスに対して極めて大きな影響を及ぼすということを、実感を持って都民が理解しているかという、肌感覚としてはそこまで行っていないという気がしてなりません。

そもそも地方税とはいいながら、税率や制度の決定権は地方自治体にはありません。都を含む地方自治体は、国が定める地方税法の枠内で課税権を行使しているにすぎません。

かつて石原都知事が、地方法人特別税の導入に当たって、泣く子と地頭と政府には勝てないと嘆いたという話は、この事実を端的にあらわしています。いい方を変えれば、地方税制度は、国、特に税制改正を取り仕切る与党の判断や裁量によるところが大きいのであります。

法律を改正してもらうのですから、そのときに一体誰が味方なのか、誰が敵なのか、都にとって誰を味方につけることが必要なかということをしかりと認識して活動しなければならぬと私は思います。

そこで、税制改正について、財務局としてはどのような認識でいるのか、改めて確認のためにお伺いします。

○山田主計部長 税制改正におきましては、政府及び与党における議論が重要なプロセスとなっており、また、地方税に関する法律を議決する権限を有するのは国会でございます。こうしたことを踏まえれば、国の不合理な税制度の見直しの動きに歯どめをかけるためには、まず、執行機関としての都が国に働きかけを行っていくことが必要であると考えております。

さらに、都議会の先生方にもご協力をいただきながら、税制改正の意思決定に直接関与することができる都選出の国会議員の方々や与党税制調査会の国会議員の方々に、都の主張をご理解いただくことが非常に重要であると、そのように考えているところでございます。

○大場委員 税制改正が国の専権事項であるという厳然たる事実を認識しているのであれば、今、都がすべきなのは、国に対してけんかを売ることではありません。与党税制調査会のメンバーや、そこにつながる都議会議員、国会議員の効果的なアプローチではないでしょうか。

こうした点を踏まえ、都として、国に対してどのような活動を行っていくお考えなのかをお伺いいたします。

○山田主計部長 国は現在、平成三十一年度税制改正に向けて議論を加速させているところでございます。新たな偏在是正措置によりまして、都の法人二税のうち相当規模の金額が

地方に配分されることとなれば、都民生活に深刻な影響を与えるだけでなく、地方税の存在意義をも揺るがし、地方自治の根幹を脅かしかねないということから、極めて強い危機感を抱いているところでございます。

こうした国の動きに歯どめをかけるためには、お話のとおり、与党税制調査会メンバーや東京都選出国會議員に対し、都が抱える膨大な財政需要や首都としての役割などに関する説明を交えながら、知事みずから要請活動を精力的に行うなど、あらゆる機会を捉え、積極的な働きかけを行っているところでございます。

都議会におきましても、地方法人課税の見直しに関する意見書を全会一致で可決いただくなど、大変心強く思っているところでございます。

平成三十一年度税制改正をめぐる議論は、これから佳境を迎えます。日本全体の成長をも脅かしかねない措置が強行されることのないよう、都の考え方をご理解いただくべく、都議会の皆様とともに全力を尽くしていきたいと思っております。

○**大場委員** かつて、地方法人特別税が導入された際、今から考えれば、都は国から大幅な譲渡を取りつけたと聞いております。

そこで、平成二十年度税制改正をめぐる、どのような駆け引きがあって、どのような決着となったのか、ここで改めて伺います。

○**山田主計部長** 平成二十年度税制改正におきます法人事業税の暫定措置導入の経緯についてでございますけれども、都市の財源を地方に再配分することは、都の財政運営に大きな影響を及ぼすことはもとより、地方税の原則に照らしても理屈が通らないものであることから、都は、これに明確に反対をいたしました。

都の強い反対に対しまして、当時の福田総理大臣が石原知事に理解を求めてきたことから、石原知事は、羽田空港国際化の推進や外かく環状道路の早期着工など、当時の東京の重要施策十三項目の実現に国が力を尽くすこと、また、この措置は税制の抜本改革までの暫定措置とすることを条件に挙げ、総理がこれを受け入れたものと認識をしております。これらの経緯を経て、最終的に、石原知事は、国のやり方に反対ではあるものの暫定の措置として協力することを決断したものであると認識をしております。

○**大場委員** 十三項目の約束は、当時の福田総理、石原知事、そして第一党であった私たち都議会自由民主党の努力と、ぎりぎりの攻防の結果、手にすることができたものでした。羽田空港の国際化、三環状道路の整備、オリンピック・パラリンピック東京招致への協力など、いずれも今日の東京、日本の発展の基礎をなしているものです。当時の関係者の大局観とバランス感覚、そして何よりも、都民の利益を第一とする政治の力を強く感じます。

果たして現在、小池知事がそういった大局観や大義に立って、国との信頼関係を築こうとしているのか、また、年末までにそうした信頼関係に基づいて連携していくことができるの

か、甚だ心もとない思いであります。まして、小池都政の第一党には、そのような要望を行う気配がみじんも感じられません。国との交渉の入り口にさえ立てていないのではないのでしょうか。

いかなる交渉も相手側との信頼関係がなければ、よい結果は生まれません。まして、見直しの権限は都ではなく国が持っているのです。そして、国会議員の多くは東京以外の地方選出です。

二十三区特別区では、地方との連携強化に向けて、東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながる取り組みとして、特別区全国連携プロジェクトを展開しています。

都も、我が党が主張したビジネスチャンス・ナビなどを活用して、地方との連携強化を進めています。

今必要なことは、こうした地道な努力を着実に重ねていくことで、東京を含む各地域が強い信頼関係のもと、互いに生き生きとしたまちづくりを進め、ともに発展、成長しながら共存共栄を図っていくことです。

私たち都議会自民党は、この問題については、自民党税制調査会を初め与党幹部に意見書を提出するなど、さまざまな機会を捉えて粘り強く活動を継続しています。国政との橋渡しをするのが私たち都議会議員の仕事だと認識していますが、橋渡しにも限界があります。

この問題に関しまして、小池知事は、みずから先頭に立つと発言されています。その結果を私たちは注視しています。そして、都民からの一番の負託を受けている都議会第一党の責任もあるでしょう。政治家は、みずからの発言、そしてその果たすべき役割に対して責任を持つべきです。このことを必ずや小池知事にお伝えください。

最後になりますが、都議会自由民主党はこれまでも、都民、事業者の方からさまざまな具体的な要望を酌み上げ、そのための施策を実現するために活動してまいりました。その際は、ただ要望するだけにとどまることなく、いかにして都財政運営の健全化を図るかということについての協力にも汗をかいてまいりました。それは、歴史と実績のある我が党であるからこそなし得たことであると自負をしております。

都政の屋台骨を支える財政当局の皆様におかれましても、不断の努力を続けていただき、真に都民の利益にかなう財政運営に努めていただくことを強く要望いたします。

そこで、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックを控え、今後の都財政の適正な運営に当たっての財政当局のトップである武市局長の決意をお伺いして、私の発言を終えたいと思います。

○**武市財務局長** 現下の都政におきましては、東京二〇二〇大会の開催準備、少子高齢、人口減少社会への対応など、喫緊の課題に対しての備えが必要でございます。また、他方、都財政は景気変動の影響を受けやすい構造的な宿命にあり、都は、地方交付税の不交付団体でもあることから、他の自治体以上に自立的な財政運営を行っていく必要がございます。

加えて、平成三十一年度税制改正に向けた動きは、都財政の先行きを一層不透明にしてい



るといわざるを得ず、これまでもこの委員会の中でご審議いただいておりますが、平成三十一年度の税制改正に向けましては、やはり都議会の皆様のご協力をいただきながら、あらゆる場面で都の主張を展開し、最後まで全力を尽くしていく、そういうことが必要であろうというふうに考えております。

そうした状況であるからこそ、必要な施策を着実に実施できるよう、財政面での備えをしっかり講じる、そういう財政当局の責務を肝に銘じまして、その上で健全な財政運営に取り組んでいく必要があると考えております。